

2019年度第2学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民法基礎 3	教員名	高橋 智也
-------	--------	-----	-------

【問題】

次の【事実】を読んで、〔設問1〕、〔設問2〕及び〔設問3〕に答えなさい。

I

【事実】

1. Aは、豊中市内に更地甲を所有しているところ、B社から、倉庫所有目的で甲を借り受けたという申し出を受けた。そこで、Aは、B社の申し出を受けることにし、B社との間で、期間30年、賃料月額20万円の約定で、AがB社に対して甲を賃貸するという内容の契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結した。
2. 本件賃貸借契約の締結後、甲はAからB社に引き渡された。B社は、建築会社に対して倉庫の建築を請け負わせ、甲上に倉庫乙が完成した。B社は、乙の建築資金を得る目的でC銀行から融資を受けており、C銀行を債権者とする抵当権を乙に設定することを約していたことから、乙について、B社を所有者とする所有権保存登記手続をするとともに、C銀行を債権者とする順位一番の抵当権設定登記手続がなされた。また、B社は、乙の引渡しを受けた後、自ら製造する商品丙を乙に搬入するなどして、乙の利用を開始した。

〔設問1〕

B社が、C銀行に対する貸金返還債務について履行遅滞に陥ったことから、C銀行は、乙について担保不動産競売を申立てた。その結果、Dが乙を買い受けた。Aは、Dに対して、甲の所有権に基づいて、乙の収去および甲の明渡しを請求したのに対して、Dは、(1) 法定地上権、および、(2) 本件賃貸借契約に基づく借地権を理由として、Aの請求を拒絶した。【事実】1.から2.までをもとに、上記(1)および(2)のような主張が認められるか、理由を付して解答しなさい。（配点：30点）

II 【事実】1から2までに加え、以下の【事実】3から4までの経緯があった。

【事実】

3. B社が乙の利用を開始してからしばらくして、B社の業績が悪化し、乙には商品が搬入されなくなった。その結果、乙は空き倉庫同然となったため、B社は、同業のE社に対して乙を売却することにした。そこで、B社は、E社との間で、乙を代金1000万円で売却するという内容の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。なお、本件売買契約では、乙の引渡しは契約締結日、代金の支払いは2020年2月3日とされている。

4. B社は、【事実】2.にある、C銀行に対する貸金返還債務を弁済することができなかった。そこで、C銀行は、2020年1月10日、抵当権の物上代位に基づいて、本件売買契約に基づく売買代金債権（以下「本件売買代金債権」という。）を差し押さえ、その差押命令が同月14日にE社のもとに到達した。

【設問2】

【事実】1.から4.までをもとに、C銀行は、2020年2月3日の時点で、本件売買代金債権から優先弁済を得ることができるか、理由を付して解答しなさい。（配点：20点）

Ⅲ 【事実】1から2までに加え、以下の【事実】5から6までの経緯があった。

【事実】

5. B社は、F社との間で、次のような内容の契約を締結した。すなわち、① B社は、毎月月末、丙100個を代金100万円でF社に対して売却する、② B社は、毎月20日、F社の店舗に丙100個を配送する、③ 代金の支払いは丙の引渡しと同時に行う、④ 本契約は、2018年4月1日から2020年3月31日まで効力をもつ、というものである。

6. B社は、2019年12月20日、F社の店舗に丙100個を配送したが、F社は、自社の業績が不振であることを理由に、丙の受領および代金の支払いを拒絶した。また、2020年1月20日においても、F社は、丙の受領および代金の支払いを拒絶した。これにより、B社は、50万円の営業上の損害をこうむった。

【設問3】

【事実】1.から2.までおよび5.から6.までをもとに、B社は、F社に対して、F社が丙の受領を拒んだことを理由に、50万円の損害賠償請求をすることができるか、理由を付して解答しなさい。（配点：30点）